

## 塩竈市魚食育普及促進支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日

告示第 1 3 1 号

(趣旨)

第 1 条 市は、魚市場に水揚げされる水産物や市内で製造される水産加工品の特徴や流通経路などに対する理解醸成を通じて、水産物の地産地消及び消費拡大を推進するため、魚食育の普及促進に向けた事業に取り組もうとする団体等が行う事業に要する経費について、塩竈市魚食育普及促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、塩竈市補助金の交付の手續等に関する規則（平成 1 7 年規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に活動拠点を有し、市内事業者を構成員として含む、魚食育の活動を行う団体（任意団体を含む。）とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、魚食育普及を促進する事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 塩竈市魚市場に水揚げされた水産物を題材とした事業
- (2) 塩竈市内で生産・販売された水産品・水産加工品を題材とした事業
- (3) 塩竈市民を対象とした事業
- (4) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとする。ただし、交際費及び食糧費は除くものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、予算及び補助対象経費の実支出額の範囲内とし、2 5 0 , 0 0 0 円と補助対象経費の 2 分の 1 とを比較して少ない方の額（その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(交付申請の添付書類)

第 6 条 規則第 5 条第 2 項第 4 号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が認めた場合その一部を省略することができる。

(1) 規約又は会則等の写し

(2) 会員又は構成員名簿

(3) 直近の事業報告書

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する補助事業に要する経費の配分の変更は、計画の20%を超える増減が発生した場合とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 補助対象事業を実施したことが確認できる写真

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

| 事業区分                          | 補助対象経費                          |
|-------------------------------|---------------------------------|
| 魚食育普及を促進する事業                  | 水揚体験、水産加工工場見学、料理教室に係る経費         |
|                               | 水産物・水産加工品の味・特徴・流通経路などの探求活動に係る経費 |
| その他、魚食育普及に資する事業として市長が適当と認めた事業 | 市長が必要と認める経費                     |